

損害賠償の額の決定及び和解について

事故による損害賠償の額を下記のとおり決定し、和解するものとする。

令和6年6月7日提出

上越市長 中 川 幹 太

記

1 和解の相手方

- (甲) 市内在住 男性
- (乙) 市内学校給食調理業務受託事業者

2 和解の要旨

- (1) 上越市及び乙は、甲に対し、連帯して、本件事故に関する損害賠償金として、992,836円を払うものとする。
- (2) 上越市、甲及び乙は、本件事故に関し、合意書に定めるもののほかに何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。

3 事故の概要

- (1) 事故発生日 令和5年9月5日 午後0時25分頃
- (2) 事故の発生場所 上越市立小学校（教室内）
- (3) 事故の状況 学校の管理下である教室内での給食時間中、食物アレルギーのある児童に、食物アレルギーを起こす物質を含む給食を提供し、相手方が入院及び通院を要したもの